

## 佐那河内村くらし応援商品券取扱店舗・事業者等募集要項

### 1. 趣旨

コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を鑑み、消費喚起を促し、地域経済の活性化を図ることで、村民生活や事業活動を支援することを目的として、経営に多大な影響を受けている村内店舗・事業者で使用できる佐那河内村くらし応援商品券(以下「商品券」という。)の発行事業において、商品券の取扱店舗・事業者等を募集します。

### 2. 商品券の概要

名 称	佐那河内村くらし応援商品券
発 行 者	佐那河内村
発 行 数	約 2,160 冊
1 冊の内容	500 円 × 10 枚
対 象 者	佐那河内村民
商品券使用有効期間	令和 5 年 11 月 15 日(水)から 令和 6 年 1 月 31 日(水)まで
商品券使用可能区域	佐那河内村内

### 3. 商品券の取扱い

- (1) 商品券は登録された村内店舗・事業者での商品の販売やサービスの提供などの取引に係る支払いに使用できます。(収納代行は除く)
- (2) 商品券は転売、譲渡及び指定方法以外での換金を行うことはできません。
- (3) 商品券額面以下の支払に使用する場合であっても、つり銭は支払いません。
- (4) 商品券額面を超える支払に使用する場合は、不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 使用期限を過ぎたものや裏面に他店の氏名等が記入されたものは受け取らないでください。
- (6) 商品券の盗難、紛失、滅失又は偽造・変造・模造に対して、佐那河内村は責任を負いません。

### 4. 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) ギフト券、ビール券、プリペイドカード等の金券
- (4) 切手、官製はがき及び印紙
- (5) 国税、地方税、使用料その他公租公課
- (6) その他村長が特定取引の対象とすべきでないと認めたもの

### 5. 取扱店舗等の応募資格

佐那河内村内に店舗・事業所等を有する事業者等は、佐那河内村内の店舗・事業者等に限り、商品券を取り扱うことができるものとします。ただし、次の(1)～(7)に該当する店舗・事業者等は応募できません。

- (1) 前述「4. 商品券の使用対象とならないもの」のみを取り扱っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体に関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行う者
- (3) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下「暴対法」という)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (4) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (6) 個人事業主において、所得証明書等で営業所得を確認できない者
- (7) その他村長が不相当と認める事業者

## 6. 注意事項

- (1) 佐那河内村くらし応援商品券の取扱店舗等であることが明確になるよう、佐那河内村が発行する「佐那河内村くらし応援商品券事業者登録証」を使用者がわかりやすい場所に提示してください。
- (2) 使用者が商品券を持参したときは、受け取る前に見本券や偽造防止策により正規のものであるか確認し、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに佐那河内村産業環境課まで報告してください。また、商品券の裏面に取扱店名が記入されているものは受取りを拒否してください。
- (3) 商品券を受け取ったときは、他店での使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を必ず記入(スタンプ可)してください。なお、10枚綴りの全枚数が揃った状態で使用された場合に限り、綴り裏表紙所定欄への記入(スタンプ可)のみも可とします。
- (4) 商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れなど)に使用しないでください。
- (6) 使用済商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。
- (7) 取扱店の登録事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (8) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしないでください。

## 7. 申込方法

「佐那河内村くらし応援商品券発行业実施要綱」及び「佐那河内村くらし応援商品券取扱店舗・事業者等募集要項」に同意のうえ、佐那河内村くらし応援商品券取扱事業者登録申請書に必要事項を記入し、次の申込先へ提出してください。

## 【申込先】

〒 771-4195 名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地  
佐那河内村役場 産業環境課

なお、村内に複数の店舗等を持つ事業者については、すべての店舗等が「佐那河内村くらし応援商品券発行事業実施要綱」及び「佐那河内村くらし応援商品券取扱店舗・事業者等募集要項」に同意していることを前提に、各店舗等ではなく事業者単位で登録申請してください。

この場合、各店舗・事業者等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、担当者名のわかるもの(様式自由)を添付してください。

## 8. 申込期間

令和 5 年 10 月 2 日 (月) から令和 5 年 10 月 16 日 (月) まで

商品券を利用できる店舗・事業者等の一覧表はチラシ・ホームページ等で村民に周知します。

## 9. 商品券の換金

(1) 取扱店舗等の登録料・換金手数料は無料とします。

(2) 「佐那河内村くらし応援商品券換金請求書」に必要事項を記入・押印し、使用済みの商品券及び佐那河内村くらし応援商品券取扱事業者登録証の写しを添えて、随時、村役場産業環境課へ提出してください。

※換金については下記日程による対応になります。

(3) 受理された請求書の券面金額相当額は、請求日に応じ、下記日程にて請求書記載の振込口座へ村から振込みます。

(4) 換金の請求ができる商品券は、使用有効期限である令和 6 年 1 月 31 日までの特定取引によって受け取ったものに限りです。

(5) 令和 6 年 2 月 16 日以後の換金請求は一切応じられません。

## ■商品券換金日程

換 金 請 求	振 込 日
令和 5 年 11 月 30 日までの請求分	令和 5 年 12 月 20 日
令和 5 年 12 月 15 日までの請求分	令和 6 年 1 月 10 日
令和 5 年 12 月 28 日までの請求分	令和 6 年 1 月 19 日
令和 6 年 1 月 15 日までの請求分	令和 6 年 2 月 5 日
令和 6 年 1 月 31 日までの請求分	令和 6 年 2 月 20 日
令和 6 年 2 月 15 日までの請求分	令和 6 年 3 月 5 日

※令和 6 年 2 月 15 日が換金請求申込み可能期間の最終日になります。

令和 6 年 2 月 16 日以後の換金請求は一切応じられませんので、ご注意ください。